

北上市スポーツ少年団助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人北上市体育協会定款第4条及び北上市スポーツ少年団規程第3条の規定に基づき、北上市スポーツ少年団（以下「スポーツ少年団」という。）を育成し活動を支援するため、助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象及び助成金額)

第2条 助成対象及び助成金額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 単位団育成費助成金 スポーツ少年団の単位団育成に係る活動費で単位団の団員1人につき300円を乗じて算定した額
- (2) 指導者協議会活動費助成金 スポーツ少年団種目別指導者協議会が単位団を指導するための経費で1種目別指導者協議会につき2万円以内
- (3) 大会参加費助成金 スポーツ少年団単位団が東北大会以上の大会に出場する激励費で、助成の要件は次のとおりとする。

ア (公財)日本体育協会の傘下団体が主催・主管する大会で岩手県予選会を経て出場する大会又は同等と認められる大会（岩手県内で開催される場合を除く。）

イ 全国大会が東北地方を会場とする場合は、東北大会に準ずる額

ウ 出場選考大会の参加チーム数が4チームを超える大会で以上で、2試合以上を勝利した団体

エ 国、県、地方公共団体及び主催団体等から助成金がある場合は、対象外とする。

オ 助成金の対象人数は、大会開催要項に定められた人員以内とし、1団体20人を上限とする。

カ 1団体に対する助成は、1会計年度2回までとする。

キ 助成金の算定基準単価は、次のとおりとする。

区 分		助 成 金 額	
東北大会	団 員 (監督を含む。)	1人につき	2,000円
全国大会		1人につき	3,000円

- (4) 大会運営費助成金 スポーツ少年団の単位団が北上市を会場として開催する大会に係る運営費で1会計年度1大会につき2万円以内

(申請手続き)

第3条 前条に定める助成金の交付を受けようとするものは、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 第1号及び第2号に定める助成金
 - ア 申請書（様式第1）
 - イ 事業計画書及び収支予算書（任意様式）
- (2) 第3号及び第4号に定める助成金
 - ア 申請書（様式第1）
 - イ 大会開催要項

（助成金の交付）

第4条 助成金の交付申請があった場合は、内容を審査し、助成金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知し、現金又は銀行振込により交付するものとする。

（報告書の提出）

第5条 助成金の交付を受けたものは、事業終了後、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（様式第3）
- (2) 事業実績書及び収支決算書（任意様式）

2 助成金の交付を受けたものが前項に定める書類を提出しないときは、助成金の返還を求めるとともに、次年度以降において助成金を交付しないことがある。

（改廃）

第6条 この要綱の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（補則）

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、少年団本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公益法人の設立の登記の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年5月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。